



第27回

「機械装置に係る固定資産税の
3年間半減措置」

中小事業者等が認定を受けた「経営力向上計画」(以下、計画)に記載された一定要件を満たす機械及び装置を取得した場合は、当該機械及び装置に係る固定資産税について、3年間半額になる制度(以下、本制度)が、平成28年度税制改正で創設されました。

平成28年中に適用対象となる機械及び装置を取得し、平成29年度から本制度を適用するためポイントを、以下にご紹介します。

(1) 法施行日以降の

取得であること

本制度は、「中小企業等経営強化法」の改正施行日から平成31年3月31日までの取得分に限られます。特に平成28年は、施

〈本制度の概要〉

| | |
|-----------------|--|
| 軽減措置の税目 | 固定資産税(償却資産税) |
| 対象事業者 | 経営力向上計画の認定を受けた中小事業者等(※) ※資本金1億円以下の中小事業者等及び小規模事業者で、大企業の小会社等を除く |
| 対象資産 | 認定を受けた経営力向上計画に記載されている、生産性を高めるための機械及び装置 |
| 設備要件 | 次の全ての要件を満たすこと (生産性向上設備投資促進税制のA類型のうち、最新モデル要件を除外したもの) ①旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの ②販売開始から10年以内のもの |
| 価額要件 | 160万円以上(最低取得価額160万円) |
| その他要件 | ・中古資産、貸付用資産ではないこと ・国内の事業の用に供するものであること 等 |
| 手続き | (以下は、中小事業者等自身が本制度の適用を受ける場合の流れ) |
| 認定申請 | ①工業会等から証明書入手 ②書類(計画申請書、チェックリスト、①の証明書等)の申請(事業所管大臣宛) ③認定書等を受取る |
| 固定資産税(償却資産税)申告時 | 申告時に必要な書類を添付して、申告先の自治体へ提出 |

行の年であることから、施行日7月1日以後の取得に限られる点に注意してください。

合には、平成29年度は半額にはならず、平成30、31年度の2年間しか半額にはなりません。

(2) 計画の認定は年内必須

平成29年度から本制度を適用するためには、平成28年中に計画の認定を受けなければなりません。

(3) 計画を対象資産取得後に
提出する場合

生産性向上設備投資促進税制のB類型のように、対象資産の取得前に、計画の提出及び認定を受ける必要はありません。た

だし、取得後に行う場合は、取得日から60日以内に計画を受理してもらい必要があります。

■事例

機械を1億円で購入しました。この制度に基づき、認定を受けられた場合、3年間の固定資産税(償却資産税)はいくらになりますか。(耐用年数10年と仮定した場合)

①1年目
1億×1.4%≒140万円
(1/2≒70万円)

②2年目
8千万×1.4%≒112万円
(1/2≒56万円)

③3年目
6千4百万×1.4%≒89万円
(1/2≒44万円)

軽減額は、約170万円になります。(但し、取得月により変わります。)

以上のように、申請をすることで軽減額のメリットを受けることができます。
是非、高額な設備投資をされる場合には、ご活用ください。

(税理士 光廣 昌史)

2016年 第4回 家族を幸せにする相続セミナー

『地主さんのための相続税対策』

相続対策の取り組みは、相続が発生する前からの計画的な準備が、非常に重要となります。特に不動産を所有されている場合には、その運用の仕方によって相続税評価額が変わってきます。

今回のセミナーでは、これから相続の準備をしようと考えておられるご家族の皆様へ、そしてご本人の準備のために、節税対策や賃貸経営のチェックポイントなど、相続対策の勘どころを解説いたします。

ぜひ、不動産について相続対策を検討される際の一助として頂ければ幸いです。奮ってご参加ください。

- ◆日時 2016年8月2日(火) 14:00~16:30
- ◆講師 代表取締役・税理士 光廣 昌史
- ◆会場 てらまちビュー空檜(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D

- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定員 18名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
総合企画部/下田・和田

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007

お申込みはHPから

URL/ <http://www.office-m.co.jp/>